

公 募 公 告

平成24年2月1日

厚生労働省所管国有財産部局長
神奈川労働局長 及川 桂

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

件 名 横浜公共職業安定所における飲料用自動販売機設置業務（1階）
募 集 数 1者

2. 設置対象施設の概要

所 在 地 横浜市中区本町3-30
施 設 名 称 横浜公共職業安定所
施設利用者数 約1,500人/日（見込み）
設 置 面 積 0.61㎡（1階）

3. 営業条件等

営業の目的 横浜公共職業安定所利用者の利便性の向上を目的とし、安全で良質な飲料水の提供を行う施設として設置する。

使 用 料 平成24年4月1日に確定。※毎年度変更されます。
（参考）平成23年度使用料 14,518円（消費税額含む）

使用許可期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
1年毎の更新とし、初年度から5年以内の適時の時期に再公募により事業者を見直すこととする。

設 置 受託者にて設置（本機及び個別電力メーター計器）
経 費 負 担 管理維持費、人件費、光熱水費、消耗品費、公租公課及び飲料用自動販売機設置事業に必要な一切の経費

4. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること。
- (5) 労働保険に加入義務がある場合に労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。（直近2年間の労働保険の未納がないこと。）

5. 説明書等の交付場所及び問い合わせ先

横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎8階
神奈川労働局総務部総務課会計第2係 田中

※説明書等は平成24年2月1日（水）～平成24年2月14日（火）までの間、当該場所にて配布する。